

区民委員会議案説明資料

令和2年9月30日

件名	頁
1 第115号議案 足立区総合スポーツセンター条例等の一部を改正する条例・・・	2
2 第121号議案 足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	8

(地域のちから推進部)

第 1 1 5 号議案説明資料

令和 2 年 9 月 3 0 日

件 名	足立区総合スポーツセンター条例等の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部スポーツ振興課
内 容	<p>1 概要 令和 2 年 1 0 月に設置するスペシャルライフコートの開設に向けて、それに係る規定の改正及び共生社会の構築を目的とした、障がい者スポーツ事業の推進を行なうことを定義するため、標記条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容（別紙 1・2・3 新旧対照表のとおり） (1) 第 1 条 足立区総合スポーツセンター条例（昭和 5 3 年足立区条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。 ア 第 1 条中「振興」の次に「及び共生社会を構築するための障がい者スポーツの支援」を加える。 イ 第 4 条第 4 号中「前 3 号」を「前 4 号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。 (4) 障がい者スポーツの推進に関すること。 ウ 第 7 条中「啓蒙」を「啓発」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。 (障がい者の使用施設) 第 7 条の 2 スペシャルライフコート（障がい者スポーツ支援施設）は、障がい者の使用する施設とする。 2 前項の施設を貸切りで使用しようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ区長の承認を受けなければならない。 3 第 1 項の施設を障がい者が貸切りで使用していないときは、一般の使用をするものとする。 4 前 3 項に定めるもののほか、第 1 項の施設の使用については規則で定める。 エ 第 8 条第 1 項中「総合スポーツセンターの」を「前条に定めるもののほか、総合スポーツセンターの」に改める。 (2) 第 2 条 足立区総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例（令和 2 年足立区条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。 ア 第 5 条第 1 項に 1 号を加える改正規定を次のように改める。第 5 条第 1 項に次の 1 号を加える。 (5) スペシャルライフコート（障がい者スポーツ支援施設）</p> <p>3 施行年月日 この条例中第 1 条の規定は令和 2 年 1 0 月 3 0 日から、第 2 条の規定は公布の日から施行する。</p>
今後の方針	<p>令和 2 年 1 0 月 3 0 日に総合スポーツセンターにスペシャルライフコートを設置し、利用に関する事等は別途規則で定める。利用方法等の決定後は、ホームページや窓口等で周知を行う。 障がい者向けスポーツ事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ実施時期を検討する。</p>

足立区総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）【第1条による改正】

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">○足立区総合スポーツセンター条例 昭和 53 年 12 月 9 日条例第 50 号</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、足立区総合スポーツセンター（以下「総合スポーツセンター」という。）を設置することにより、区民の健康と体力の増進を図るとともに体育、スポーツの振興に寄与することを目的とする。</p> <p>第 2 条～第 3 条 （省略）</p> <p>（事業）</p> <p>第 4 条 総合スポーツセンターは、第 1 条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>（1）健康の増進及び体力の向上に関すること。</p> <p>（2）体育、スポーツの普及及び指導に関すること。</p> <p>（3）施設の使用に関すること。</p> <p>（4）前 3 号のほか総合スポーツセンターの目的を達成するために必要な事業</p>	<p style="text-align: center;">○足立区総合スポーツセンター条例 昭和 53 年 12 月 9 日条例第 50 号</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、足立区総合スポーツセンター（以下「総合スポーツセンター」という。）を設置することにより、区民の健康と体力の増進を図るとともに体育、スポーツの振興<u>及び共生社会を構築するための障がい者スポーツの支援</u>に寄与することを目的とする。</p> <p>第 2 条～第 3 条 （現行のとおり）</p> <p>（事業）</p> <p>第 4 条 総合スポーツセンターは、第 1 条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>（1）健康の増進及び体力の向上に関すること。</p> <p>（2）体育、スポーツの普及及び指導に関すること。</p> <p>（3）施設の使用に関すること。</p> <p>（4）<u>障がい者スポーツの推進に関すること。</u></p> <p>（5）前 4 号のほか総合スポーツセンターの目的を達成するために必要な事業</p>

<p>第5条 (省略)</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>(区民無料公開の日)</p> <p>第7条 区長は、区民に対する体育、スポーツの啓蒙を図るため、規則で定める特定の日²に施設を無料で公開することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(使用の承認)</p> <p>第8条 総合スポーツセンターの施設等を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第9条～第23条 (省略)</p> <p>別表第1 (第10条関係) (省略)</p>	<p>第5条 (省略)</p> <p>第6条 (現行のとおり)</p> <p>(区民無料公開の日)</p> <p>第7条 区長は、区民に対する体育、スポーツの<u>啓発</u>を図るため、規則で定める特定の日²に施設を無料で公開することができる。</p> <p>(障がい者の使用施設)</p> <p>第7条の2 <u>スペシャルクライフコート(障がい者スポーツ支援施設)は、障がい者の使用する施設とする。</u></p> <p><u>2 前項の施設を貸切りで使用しようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ区長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の施設を障がい者が貸切りで使用していないときは、一般の使用をするものとする。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、第1項の施設の使用については規則で定める。</u></p> <p>(使用の承認)</p> <p>第8条 <u>前条に定めるもののほか、</u>総合スポーツセンターの施設等を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第9条～第23条 (現行のとおり)</p> <p>別表第1 (第10条関係) (現行のとおり)</p> <p>別表第2 (第10条関係) (現行のとおり)</p>
--	--

別表第2（第10条関係）（省略）

付 則（令和2年 月 日条例第 号）
この条例は、令和2年10月30日から施行する。

足立区総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案) 【第 2 条による改正】

改正前	改正後
<p>○足立区総合スポーツセンター条例 昭和 53 年 12 月 9 日条例第 50 号</p> <p>(施設)</p> <p>第 5 条 総合スポーツセンターには次の施設を設ける。</p> <p>(1) 総合体育館</p> <p>(2) 庭球場</p> <p>(3) プール</p> <p>(4) 多目的広場</p> <p>(5) <u>スペシャルクライフコート</u></p>	<p>○足立区総合スポーツセンター条例 昭和 53 年 12 月 9 日条例第 50 号</p> <p>(施設)</p> <p>第 5 条 総合スポーツセンターには次の施設を設ける。</p> <p>(1) 総合体育館</p> <p>(2) 庭球場</p> <p>(3) プール</p> <p>(4) 多目的広場</p> <p>(5) <u>スペシャルクライフコート (障がい者スポーツ支援施設)</u></p> <p><u>付 則 (令和 2 年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、令和 2 年 1 0 月 3 0 日から施行する。</u></p>

足立区総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案) 【第 2 条による改正】

改正前	改正後
<p>○足立区総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例 令和 2 年 7 月 1 3 日 条例第 4 4 号</p> <p>第 5 条第 1 項に次の 1 号を加える。 (5) スペシャルクライフコート</p>	<p>○足立区総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例 令和 2 年 7 月 1 3 日 条例第 4 4 号</p> <p>第 5 条第 1 項に次の 1 号を加える。 (5) スペシャルクライフコート <u>(障がい者スポーツ支援施設)</u></p> <p><u>付 則 (令和 2 年 月 日 条例第 号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

第 1 2 1 号議案説明資料

令和 2 年 9 月 3 0 日

件 名	足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部 生涯学習支援課
内 容	<p>1 概要 足立区文化・読書・スポーツ推進委員会の委員数の変更に伴い、組織に関わる規定を整備するため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容（別紙 4 新旧対照表のとおり） 意見を幅広く募るため、現在、「13名以内」となっている委員数を「16名以内」に改正する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	関係する条例施行規則等について、必要な規定整備を行う。

足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例 令和2年7月13日条例第43号</p> <p>第1条～第2条（省略）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、区長が委嘱又は任命する <u>委員13名以内</u> をもって組織する。</p> <p>第4条～第10条（省略）</p>	<p>○足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例 令和2年7月13日条例第43号</p> <p>第1条～第2条（現行のとおり）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、区長が委嘱又は任命する <u>委員16名以内</u> をもって組織する。</p> <p>第4条～第10条（現行のとおり）</p> <p style="text-align: center; padding: 10px 0;"> <u>付 則（令和2年 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> </p>